

電子すかし情報の法的保護

浜田 良樹

(財) 日本資産流動化研究所 調査部 調査役

要旨

電子すかしという新しい技術について、現在著作権法上の保護を与えようという動きが活発化している。それは、いわゆるコピーガードと並んで著作物を保護するための技術的保護手段として、インターネットのような双方向コンピュータ通信が普及し始めた1990年前半から、その重要性が指摘されていたものであるが、法的にそれを担保するための措置が遅れていた。1996年、世界知的所有権機構(WIPO)において採択された「著作権に関する世界知的所有権機関条約」「実演・レコード条約」は技術的保護手段の重要性を正面から取り上げ、批准する各国に法制整備を促すこととなった。先行しているのは米国、日本であり、いずれも1999年までに著作権法の改正を行った。これにより、これまで電子すかしによって保護しようとしていた著作者に関する表示、利用条件の表示などは法的に保護される。本稿では、そのような新しい法制度の概要を紹介し、今後の課題について展望する。

Key Words: 電子すかし、コピーガード、著作権法、WIPO

The Legal Protection of Digital Watermark System

Ryoju Hamada

Analyst, Evaluation Department, Structured Finance Institute of Japan

Abstract

The Digital Watermark system was developed for the purpose of self protection of copyrights. Today, this system is protected in Legal systems, such us copyright laws. It is the remarkable progress because Copyright law focuses the technological methods directly. In this presentation, I will introduce and evaluate such trial of technology protection on WIPO Copyright Treaty adopted in 1996 and Digital Millenium Copyright Act of 1998 (U.S.), and Japanese Copyright laws. It is clear that those laws offers adequate protection for the contents of Digital Watermark System exists today, but still deposits some problems.

Key Words: Digital Watermark, copy protection, copyright law, WIPO

1. はじめに

電子すかしは、著作権者が自己に属する権利である著作権を守り、その無秩序な流通から著作物を守るための自己防衛的な手段として開発されてきた技術である。具体的には、著作者・作成年月日・利用許諾条件・複製履歴などの情報が不可視的に著作物に埋め込まれる。

このような努力は、著作権の存在を法的に立証するのみではなく、その効力を実効性あらしめるものとして高く評価できる。しかし、それは著作物本体と切り離して単独で扱うことができず、内容的にも事実を標記する符号、もしくはこれを管理する技術に過ぎないため、これまで著作権法の保護を受けられないものとして考えられてきた。

しかし、1996年のWIPO（世界知的所有権機構）新著作権条約によって著作物を保護するためになされる技術的保護手段に対し、著作権法上の保護を与えることが求められることが明文化され、各国で急速に法制整備が進みつつある。日本でも1999年に著作権法を改正してこの問題に対応している。しかし、知名度はまだ高いとは言えない。

本稿では、以上のような問題意識に鑑みて電子すかしのような技術の法的な位置づけについておさらいし、その問題点と今後の展望を示すこととしたい。

2. 技術による著作物の保護

(1)原則

著作物を創作した者には、特段の意思表示を必要とせず（無方式主義）自動的に著作権が付与される（著作権法17条2項）。著作者は複製権（同21条）・公衆送信権（同23条）・翻案権（同27条）等の権利を専有する著作権者となり、著作権者に無断で著作物を複製したり、公開したり、二次利用したりする場合は、著作権の侵害となつて損害賠償義務が発生する他、場合によっては原状回復を求められたり、刑事罰に処せられることもある。

(2)想定されているもの

著作権法は、この数年毎年のように改正を受けているが、全体としては情報ネットワークの普及以前に制定されたものである。したがって、本来の適用対象は紙の書物、映画、美術品、建築物などである。仮にそれらの著作権を侵害する行為があったとしても、必ず違反行為が実社会で把握できるはずで、侵害者の特定も可能だという前提に基づいている。

もとより、情報ネットワーク上における著作物の利用に際して著作権法が適用されるることは論を待たない。しかし、情報ネットワークのどこかで、誰かが公表した自分のホームページの壁紙をダウンロードし、これを無断で自分のホームページで使うような行為を現実に把握することは難しいため、法的な措置を取ると言つても掛け声だけに終わってしまうことが往々にしてある。

(3)コピーガードと電子すかし

現実に著作権を行使することが難しく、事後的に被害を把握することさえも難しいとすれば、そもそも本人の望まない形で著作物が利用されることがないように技術的にロックをかけることが必要になる。これが法的保護との対比で言う「技術的保護」である。最もわかりやすい複製という行為について例示すると、以下のように大きく分類することができる。

- ① 複製作業不能型～複製作業を実施不可能にする。
- ② 複製作業妨害型～複製作業をやりにくくする。
- ③ 複製物価値減退・使用不能型～複製後の製品を利用に耐えない状態、あるいは無価値な状態にする。
- ④ 複製痕跡残留型～複製履歴や出元などを記録して無断複製の痕跡を残すことによって、無断複製を心理的に行いにくくするもの。

①～③の類型は一般にコピーガードと呼ばれるもので、電子すかしは④に属する技術的保護の手段の一つである。

3. 1996年WIPO著作権条約

このような技術を、著作権という法律の中で行うという画期的な動きが進みつつある。本稿の目的は、それを紹介することにある。

世界的な著作権保護の基本条約として、1971年最終改正の「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約パリ改正条約」(ベルヌ条約)がある。

ベルヌ条約の改正はほぼ20年おきに行われてきたが、すべての同盟国の合意に基づかなければ改正ができないことになっているため、100カ国を越える参加国がある現在では改正は実務上困難である。このため、1990年代には全面改正は行わず、代わりにベルヌ条約から派生する別の条約として、1996年に「WIPO(世界知的所有権機構)著作権条約」、「WIPO実演・レコード条約」というふたつの条約を採択した。

WIPO著作権条約、WIPO実演・レコード条約には、以下のような概念が盛り込まれた。そして、技術的保護手段の保護という項目は両方の条約に明記された。

- ① コンピュータ・プログラムの保護
- ② 著作物以外のもので構成されるデータの編集物（データベース）への保護
- ③ 著作権者に「譲渡権」、「商業的貸与権」、「著作物を公衆に対して送信する、あるいは利用可能にする権利」を付与する。
- ④ 技術的保護に関する義務
- ⑤ 権利管理情報に関する義務

④がコピーガード解除装置を規制することを求めるもので、⑤が電子すかしのような権利管理情報に独立した保護を与えることを要求するものである。

4. 諸外国の法制整備

インターネットのような双方向通信の爆発的な普及に際し、著作権制度の大幅な見直しが必要となるという指摘は 1990 年代前半までに数多くなされていた。しかし、1996 年の時点で 2 条約の要求する保護水準を満たしている国はほとんどなかったため、各国でこれを批准すべく法制整備に向けた動きが活発化した。

(1) 米国「1998 年デジタル・ミレニアム著作権法」(第 1 編)

情報化に伴う著作権制度の見直しが 1993 年以降強力に推し進められた。情報インフラストラクチャー・タスク・フォース(IITF)「知的財産権に関する作業部会」において実務的な検討が行われ、1995 年 9 月に法改正の具体案を盛り込んだ報告書（ホワイト・ペーパー）を取りまとめ、コピーガード解除装置等について著作権法に新たな章を付け加えて禁止すべきであるという提言を盛り込んだ。

このような社会的要請に応える形で、1998 年 10 月に成立した米国の「1998 年デジタル・ミレニアム著作権法」を挙げることができる。その中の第 1 編が WIPO2 条約批准のための規定であり、米国著作権法第 12 章（1201 条～1205 条）が新設された。

米国著作権法 1201 条は、(a)(1)(A)において著作物へのアクセス管理技術の迂回行為を原則として禁止し、(a)(2)においてそのような目的に供される技術・製品・サービス等の製造、輸入、公衆への提供または移転を禁止することを定め、コピーガード解除装置を規制した。

電子すかしとの関係では、「著作権管理情報」という概念を取り入れた。1202 条は「著作権管理情報の保全」と題し、以下のように定めた。

(a) 虚偽の著作権管理情報

何人も、故意に、かつ侵害を誘発し、可能にし、容易にしましたは隠蔽する意図をもって、以下を行ってはならない。

- (1) 虚偽の著作権管理情報を提供すること。
- (2) 虚偽の著作権管理情報を頒布しましたは頒布のために輸入すること。

(b) 著作権管理情報の除去または改変

何人も、著作権者によるまたは法律上の許諾なく、本編に基づく権利の侵害を誘発し、可能にし、容易にしましたは隠蔽することを知りながら、または第 1203 条に基づく民事上の救済に関してはこれらを知るべき相当の理由がありながら、以下を行ってはならない。

- (1) 故意に著作権管理情報を除去しましたは改変すること。
- (2) 著作権管理情報が著作権者によるまたは法律上の許諾なく除去されまたは改変されたことを知りながら、当該著作権管理情報を頒布しましたは頒布のために輸入すること。
- (3) 著作権管理情報が著作権者によるまたは法律上の許諾なく除去されまたは改変さ

れたことを知りながら、著作物、著作物のコピーまたはレコードを頒布し、頒布のために輸入し、または公に実演すること。

ここで注目したいのは、(c)に定義されている著作権管理情報の中身である。

(c) 定義

本条において、「著作権管理情報」とは、著作物のコピーもしくはレコードまたは著作物の実演もしくは展示に関して伝達される以下のいずれかの情報（デジタル形式の情報を含む）をいう。ただし、かかる情報は著作物または著作物のコピー、レコード、実演もしくは展示の使用者に関する個人識別情報を含まない。

- (1) 題名その他著作物を特定する情報。著作権表示に示される情報を含む。
- (2) 著作物の著作者の名称その他これを特定する情報。
- (3) 著作物の著作権者の名称その他これを特定する情報。著作権表示に示される情報を含む。
- (4) 視聴覚著作物以外の著作物に実演が固定された実演家の名称その他これを特定する情報。ただし、ラジオおよびテレビ放送局による著作物の公の実演を除く。
- (5) 視聴覚著作物について、クレジットを与えられた脚本家、実演家または監督の名称その他これを特定する情報。ただし、ラジオおよびテレビ放送局による著作物の公の実演を除く。
- (6) 著作物の使用の条件。
- (7) かかる情報または情報へのリンクを示す識別番号または識別記号。
- (8) 著作権局長が規則に定めるその他の情報。ただし、著作権局長は著作権のある著作物を使用する者に関する情報の提供を要求してはならない。

電子すかしの中身としてよく例に出される、著作者の氏名や複製の条件（無条件に可、条件を付して可、すべて不可）といった内容がほぼ網羅されている。現在考えられている著作権者の権利を守るために電子すかしは基本的にすべて保護され、虚偽表示・除去または改変が禁止されることになった。

権利管理情報は、必ずしもその場所に記載されていなくてもよく、情報の所在への案内やリンクでもよい。

さらに、著作権管理情報が「電子的にすき込んであること」を要件としていないから、電子すかしと言うほどの技術レベルに達していないても保護される。例えばプログラムと利用条件を説明する文書ファイルを常にセットで配布するときに、勝手に文書ファイルだけを取り除いて再配布することは禁じられる。ホームページに写真を掲載し、写真の一部にURLを記載している場合、そのURLをグラフィックエディタで塗りつぶす行為は違法行為となる。

(2)EU 域内

コンピュータ・プログラムの位置づけを定義した1991年に「コンピュータ・プログラム保護指令」が、コピーガード問題にも言及している（第7条）。1995年には「情報社会における著作権及び関連する権利」（欧州委員会グリーン・ペーパー）が出て、デジタル化時代

において権利者を保護する技術的手段のあり方として、電子すかしは著作権管理システム、コピーガード装置等と並ぶ重要なものとして位置づけられている。

さらに 1997 年 12 月には、データベースの保護を著作権法で行うことを主眼とする「情報社会における著作権及び関連する権利の特定側面のハーモナイゼーションに関する欧州議会及び理事会ディレクティブ」(EU データベース保護指令) の草案が出され、技術的保護手段の法的保護の必要性が明確に示された。

具体的には、この指令草案をたたき台にして EU 指令が出され、EU 加盟各国は法的に拘束されて指令の要求する内容を達成するように国内法の調整を行う。

なお、英国著作権法 296 条はすでに、

- i)複製防止の形式を回避することを特に予定され、またはそのように適応された装置または手段の作成、輸入、販売等
- ii)ある者が複製防止の形式を回避することを可能とし、または援助することを意図される情報の公表
- iii)コンピュータプログラムの場合は i)に掲げた装置または手段の業務上の保持

を規制対象としている。

また、ドイツでも著作権法で、プログラムの著作物に関し、複製防止の形式を不法に排除し、または迂回することを容易にするために供される手段について規制している。

5. 日本における議論

(1) 審議経過

1993 年 7 月、文化庁において、プログラムの著作物のコピーガードについて議論を開始した。翌 1994 年 3 月には、文化庁著作権審議会マルチメディア小委員会においてワーキンググループが設置される。同ワーキンググループは、WIPO 新条約採択を受けて 1996 年 10 月から議論を再開し、1998 年 2 月に「中間まとめ」を、1998 年 12 月 10 日には「著作権審議会マルチメディア小委員会ワーキンググループ（技術的保護・管理関係）報告書」という報告書を取りまとめ、著作権法によってコピーガード解除装置の禁止と権利管理情報の保護を実現することを確認した。

これにより、1999 年の通常国会（145 回国会）に著作権法の一部を改正する法律が提出され、1999 年 6 月 15 日に成立し、6 月 23 日に公布された（平成 11 年法律第 77 号）。

(2) 「権利管理情報」

著作権法 2 条 1 項 21 号において、次のように定義された。

第十七条第一項に規定する著作者人格権若しくは著作権又は第八十九条第一項から第四項までの権利（以下この号において「著作権等」という。）に関する情報であつて、イからハまでのいずれかに該当するもののうち、電磁的方法により著作物、実演、レコー

ド又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに記録媒体に記録され、又は送信されるもの（著作物等の利用状況の把握、著作物等の利用の許諾に係る事務処理その他の著作物等の管理（電子計算機によるものに限る。）に用いられていないものを除く。）をいう。

- イ 著作物等、著作権等を有する者その他政令で定める事項を特定する情報
- ロ 著作物等の利用を許諾する場合の利用方法及び条件に関する情報
- ハ 他の情報と照合することによりイ又はロに掲げる事項を特定することができることとなる情報

現在電子すかしの要素として議論されている著作物名、著作者の表示、利用許諾の条件などはすべて対象となると考えてよいであろう。もちろん、「すき込み」は要件とされておらず、電磁的方法で保存された著作物と不可分の情報であればよい。

(3)権利管理情報の偽造・改ざん等の法的効果

権利管理情報の切除・偽造・改変等を行った場合、またはその権利管理情報に何らかの不正な修正が加えられたことを知りながらそれを取り扱う場合は、権利管理情報がもともと付随していた著作物の著作権の侵害とみなすこととなり、著作権法 113 条 3 項で以下のように明文化された。

次に掲げる行為は、当該権利管理情報に係る著作者人格権、著作権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

- 一 権利管理情報として虚偽の情報を故意に付加する行為
- 二 権利管理情報を故意に除去し、又は改変する行為（記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約による場合その他の著作物又は実演等の利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる場合を除く。）
- 三 前二号の行為が行われた著作物若しくは実演等の複製物を、情を知つて、頒布し、若しくは頒布の目的をもつて輸入し、若しくは所持し、又は当該著作物若しくは実演等を情を知つて公衆送信し、若しくは送信可能化する行為

著作権者は、このような行為を行った者あるいは行う恐れの高い者に対し、裁判所に申し立てて差止請求を行うことが認められている（112 条）。また、その者の得た利益を損害の額とみなして（114 条）損害賠償を求めることができる。また、当該権利管理情報にかかる著作権者が告訴した場合は 1 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金に処せられることもある（120 条の 2）。

米国法では、著作権管理情報の偽造・改ざん等は原著作物の著作権とは直接の関係がなくとも犯罪として成立する。これに対し、日本ではあくまでも著作権者の民事上の権利の保護に資することとされている。

6. 問題点

以上述べてきたように、電子すかしという技術が著作権の保護に資するものである限り

において、著作権法上の保護が与えられるということが世界的に確立しつつある。電子すかしはそれまで著作権という制度にでは十分な保護を得ることができなかつた権利者がいわば自衛手段的に検討してきたものであり、立法による措置はこれらの努力に「お墨付き」を与えることになる。

ただし、電子すかしという技術自体はまだ十分にこなれているとは言い難く、その技術標準はまだ定まっていない。現時点では著作者の表示、著作物を利用する条件などを限定的に列挙したにすぎず、将来的にこれに加えていろいろな情報を組み込む場合、それがどこまで保護されるのかという議論が生まれてくるだろう。電子すかしを付したデータは、権利管理情報に相当する部分と、データの部分を区別することができないからである。

また、データに不当な改変が行われた場合、その内容が権利管理情報に属するのか、それともデータそのものにあたるのかで法的な取り扱いや効果が変わることになるが、具体的に分類することは先行事例が現時点ではまったくないので、非常に困難である。

どのようなデータに対しどのような形式で権利管理情報を付与し、それがどのような形態によって改ざん等された場合に著作権の侵害とみなされるのかについて、具体的なノウハウの蓄積を急ぎ、明確なルール化が求められる。

7. この議論に見る新しい法制度への展望

電子すかしに関する法制度は、このように整備はされたが、中身がない状態である。しかしながら、著作権法という古い法律を持ってこのようなシステムを新しく取り込んだことは大きく評価されるべきである。それは、著作権を守るために技術者がアイデアをしぼって考え出した自己努力の上に立脚した新しい法制度のあり方を示していると思われるからだ。

法律家はこれまで、法制度の中に新しい技術を取り込むことについては非常に消極的であった。特に、まだ未成熟な電子すかしのような技術を取り込むことは非常に珍しいことである。

急激な情報技術の進化は多くの社会的な新しい課題を生んだ。それに解を与えようと、多くの議論がたたかわされてきたが、法律と技術はあくまでも別の次元で議論されてきた。

しかしながら、電子すかしの場合は目指すことが明確である。それは、著作権者に適正な保護を与えることである。単にアプローチが違うだけで、両者は同じ目標を共有している。このような技術と法の協働こそ、情報化社会におけるさまざまな問題に迅速な解決を与えるための最も必要とされる仕組みである。

電子すかしに関しては、法律の運用・技術開発の今後の推移など、議論はされ尽くしていない。今後の動きに引き続き注意が必要である。